

私は、日本共産党県議団を代表し、提案されております議案のうち、「鹿児島県税条例の一部を改正する条例制定の件」と、請願・陳情の委員会審査結果に反対する主なものについて討論いたします。

まず、議案第75号「鹿児島県税条例の一部を改正する条例制定の件」についてであります。

これは、地方税法の改正に伴って、法人事業税に外形標準課税制度を導入するというものです。この対象となるのは、資本金1億円を超える法人で、県内で約1800社がその対象になります。これまでの利益にのみ課税する方式に変えて、法人事業税は、付加価値割、資本割、所得割の合計額となります。この付加価値割は、給与・家賃・利子に課税するものであり、「給与」に対する課税は、雇用を抑制し、リストラを加速して経済活力がますます低下する恐れがあります。また、「家賃」「利子」への課税は、自己資産、自己資本のない、他人の資本財に依存しなければならない企業へ税負担が偏ることになります。これらのことから外形標準課税では、これまで税負担のなかった赤字企業までも課税されることになってしまいます。また税収中立で制度がつくられており、赤字企業の新たな税負担は、黒字企業への減税となります。中小企業基本法では、製造業、建設業、運輸業などについては、資本金3億円以下の会社も中小企業に含まれますが、今回の外形標準課税はその対象が資本金1億円以上の企業となっており、中小企業の一部にも導入されることとなります。今後、「応能負担」、「受益者負担」の名目で、資本金基準の引き下げなどにより、本県のいっそうの中小企業への導入が広げられる恐れがあります。以上の理由により、議案第75号に反対するものです。

次に、「国による乳幼児医療費無料制度の創設を求める意見書採択を求める陳情書」並びに「県の乳幼児医療費助成制度の歯科の対象年齢引き上げを求める陳情書」が提出されております。これらの陳情は、継続でなく採択すべきことを主張いたします。

本県の乳幼児医療費助成制度は、医科は5歳まで、歯科は3歳まで、月に3000円を超えた分について、助成されるというものです。しかし、この制度はそれぞれの自治体の制度となっており、本県でも市町村において助成制度を拡充しており、たとえば鹿屋市では医科、歯科ともに就学前までの助成となっています。全国的にも進んでいるところでは、北海道の上磯町では、今年の10月から、それまでの就学前までだったのを小学校卒業まで、入院通院とも所得制限事項なし、窓口での負担なしとなっています。この乳幼児医療費無料制度を国の制度にさせることにより、どこに住んでいても、夜間でも救急でも入院でも、財布の中身を気にしないで病院に駆け込むことができる。とりわけ赤ちゃんは時間との勝負であります。今の不安の多い時代に、子育て中の若いお父さんと、お母さんにとってこの無料化制度は単なる経済的な負担の軽減ではなく、手当てとか税の軽減かに代えられない無限の安心につながると思います。参議院本会議では2001年6月に「少子化対策推進に関する決議」が全会一致で採択されています。この決議は、その中で、安心して子どもを産み育てることのできる社会の形成に国会と政府の責務を明記。乳幼児医療費の国庫助成など、出産、

育児の経済的負担の軽減も特に重点政策として取り組むべきだと明記をして、さらに積極的な予算を講じるべきであるとしています。

現在、本陳情の趣旨の意見書を採択した自治体は40都道府県1397市町村に達し、全自治体の44.08%となっています。九州で採択を行っていない県は、本県のみとなっています。

また、本県の歯科の助成の対象年齢は3歳までとなっており、全国で本県のみが対象年齢が医科より低く設定されています。乳幼児の乳歯は、やっとなり3～4歳児のころに生えそろう、これから虫歯に侵され治療が必要な時期となります。またこの時期は永久歯と生え変わる時期でもあり、歯列や永久歯の発育と咬合に影響し、その後の歯科的医療と密接に関わる大事な時期でもあります。県内の自治体では96市町村中実に74%の71市町村で、医科と同じく5歳まで対象年齢を広げるという独自の助成をしています。奄美や熊毛の離島の多くの自治体が独自の助成ができないという現状にあります。県内すべての乳幼児のすこやかな成長を保障するためにもこれらの陳情は継続でなく採択すべきだと考えます。

次に、「県内の幼稚園、小、中学、高等学校でジェンダー・フリー教育を行わないよう求める陳情」が採択とされました。

ジェンダーという概念は、「社会的・文化的に創られた性別」を意味し、生物学的に生まれながらにして持っている性別（セックス）と区別して用います。「性差」と「性差別」を区別してとらえることは国際的にも確立している理論です。

この陳情書にあるジェンダー・フリー教育の例として紹介されているものは、児童・生徒の安全上の問題や、男女が同じ部屋で身体検査を受けるなど人権侵害問題であり、許されないことでもあります。私は、「性差」と「性差別」の区別をなしに、一律に男女の違いを一切排除するという考えには同調するものではありません。

しかし、本陳情は、「男らしさ」「女らしさ」は認めるべきだという立場にたった上で、男女共同参画社会推進のための教育を進めるべきだとしています。

そもそも、本県の男女共同参画社会推進条例は、その前文で、「すべての人々が、その人権を尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を築くことは、私たちの願いである。そしてその社会こそが男女が対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、喜びと責任を分かち合うことができる男女共同参画社会である。」とした上で、本県では「依然として性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく制度と慣行が根強く残っており、なお一層の努力が必要とされている。」と述べています。本陳情の「男らしさ、女らしさは否定すべきでない」という立場は、まさしく「性別による固定的な役割分担意識」に基づくものです。

これまで男性として生まれるか、女性として生まれるかの違いによって男女が異なる生き方を求められてきました。女性は、職業を継続することができずに育児に専念するか、働き続けても男性と同じ立場で働けないという問題に直面しています。一方で男性は一家の生計の大半を担うために

仕事に専心せざるを得ない生活をおくっています。

本県職員も、例外ではなく、県庁に働く全職員7531名のうち、女性職員は1824名でその割合は24.2%です。ところが、課長級となると、全418名のうち女性は18人で、4.3%であり、これが部長級、次長級になると全116名のうち女性はわずか2名であり、実に1.7%人にすぎないという実態です。本会議場の中を見渡しても執行部席は女性ゼロ、議員席は2名です。これは、女性に力がなかったのでしょうか、そうではないでしょうか。課長職、部長、次長職につけるような仕事ができる環境になかったといえるのではなでしょうか。もちろん出世だけがすべてではありません。しかし、これまでの社会の「男は仕事、女は家庭」あるいは「男は仕事、女は仕事も家庭も」という性別役割分業体制はやめて、男女がともに子育てや親の介護などの家族的責任を十分に果たしながら、人間的なゆとりをもって働ける環境を整えることが必要です。「男は仕事、女は家庭」ではなく、「男も女も、仕事も家庭も」という新しい生活のあり方が新時代にふさわしいものであり、そうした生活を実現できる働き方を目指すことが男女共同参画社会に不可欠と考えます。

本陳情の理由の中にでてくる『思春期のためのラブ&ボディBOOK』は、現在の女子中高生の性被害や性感染症の実態からしても、性についての科学的な知識と、心や人間関係についてのメッセージが、押し付け的でなく、あくまで子どもの目線に立って書かれているもので、本陳情の理由にはならないと考えます。また、本陳情がいう「男らしさ」「女らしさ」を尊重する立場は「真の男女共同参画社会」とは矛盾する立場であります。以上の理由から、本陳情は、採択すべきでないと考えます。

次に、「学級定数に関する陳情書」が不採択となりました。

本県は、一昨年度から小学校1年生における35人以下学級である「すくすくプラン」を実施し、きめ細かな指導を行い、基本的な生活習慣や学習習慣の定着が図れるという成果を挙げていることが報告されています。しかし2年生になったら、まだ低学年として細やかな指導が必要であるにもかかわらず、クラス的人数が一気に増え、子どもたち自身が戸惑ったり、担任も指導に困ったりするという声も聞かれます。県は、国の方針のもとに少人数授業やTTなどには加配をおこなっていますが、そのことにより少人数学級に足を踏み出そうとしません。学校現場では、「習熟度別」の学級編成に手間がかかること、その授業のときだけでは児童生徒とのかかわりが薄いということ、学年があがると、子どもたちが「習熟度別」の学級編成を「できる子」「できない子」のレッテルばりを受け取り、指導上の困難が生じるなどの問題点も出され、同じ加配をするのなら、少人数授業ではなく、少人数学級にしてほしいという切実な声があがっています。他県でも、毎年一学年ずつ30人学級を広げているところもあります。

せめて、低学年である2年生と受験生である中学3年生だけでも早急に30人学級を実現してほしいというのは、道理のある要望ではないでしょうか。よって、本陳情は、採択すべきであると考えます。

最後に、「教育基本法『改正』に反対する国への意見書採択を要請する陳情書」が不採択となり

ました。政府・与党は、3月の中央教育審議会の答申を受けた教育基本法「改正」案の今国会提出を事実上見送りました。今日の教育の荒廃の原因を教育基本法に求める主張に根拠はなく、見送りは当然です。

そもそも教育基本法は、国民が守るべきルールを決めた法律ではありません。政府が教育を行うときに守らなければならないことを決めた法律であります。

教育基本法は、戦前の軍国主義教育への反省から制定されたものです。教育の目的に「人格の形成」をおき、「平和的な国家および社会の形成者」の育成をかかげ、子どもの成長と発達を何よりも大事にする教育の実現をめざしたものです。

高知県須崎市市長で元自民党県議の梅原一さんは、戦前、14歳で志願兵となった痛苦の思いから、「国を愛する、親を愛する、夫や妻を愛する、愛情は確かに大事なことです。しかし『国を愛する心』を有事法制や戦争に利用されては困ります」と語り、「国づくりのために一番大事なのは、教育基本法に基づく人づくり」と語っています。

このように、今必要な教育改革は、教育基本法の改悪ではなく、その理念や目的を生かす教育です。

たとえば少人数学級の実施や校舎の改修など、環境や条件を保障する課題です。教育基本法第10条に教育行政は「教育の目的を遂行するために必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない」と規定されています。

ところが政府・与党は、国の責任で「30人学級」に踏み出さないどころか、義務教育費国庫負担金制度の廃止を検討し、すでに削減をすすめています。財政力のない市町村にすんでいても全国同じ条件で教育を受けられるように、義務教育にかかる費用を国と県が半分ずつ分担している、この制度の廃止が教育基本法の本質に反することは明らかです。

また、政府は、教育基本法に「教育振興基本計画」を位置づけようとしています。このことは、国として「未来への先行投資」するために教育振興基本計画を策定するということです。この先行投資という考え方は「教育投資論」といわれ、すでに1962年の当時文部省『日本の成長と教育』という文献もまとめられています。人間をたんなる「労働力」ではなく、機械設備や工場、資金などと同様「資本」としてとらえ、教育や訓練、医療などの「投資」を行うことにより人間の生産性をさらに高めることができるという考え方です。このことは、教育基本法が「人格の完成」をめざしているのに対して、財界のいう「人材の育成」へと転換するものであります。

今、求められているのは、大競争時代を勝ち抜き、生き残ることを目標とする教育ではなく、人間の生命と文化を支える科学と芸術に関する知識や技能について、ひとり一人の能力を伸ばす機会が平等に与えられるようなゆきとどいた教育です。また、社会の歴史と現実についての、とくに平和をどう作るかについての、世界的視野にもとづく正しい知識と政治的教養を育てる教育です。これこそ、まさしく、教育基本法を生かす教育であると考えます。

以上の理由から本陳情は採択すべきだと主張し、私の討論を終わります。